

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

平成 31 年 2 月 6 日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局（問い合わせ先）

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1 下水道河川局庁舎 3 階  
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）  
電話番号（011）818-3413

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 中央区公共ます設置業務その 1
- イ 中央区公共ます設置業務その 2
- ウ 北区公共ます設置業務その 1
- エ 北区公共ます設置業務その 2
- オ 北区公共ます設置業務その 3
- カ 北区公共ます設置業務その 4
- キ 東区公共ます設置業務その 1
- ク 東区公共ます設置業務その 2
- ケ 東区公共ます設置業務その 3
- コ 東区公共ます設置業務その 4
- サ 白石区公共ます設置業務その 1
- シ 白石区公共ます設置業務その 2
- ス 白石区公共ます設置業務その 3
- セ 白石区公共ます設置業務その 4
- ソ 厚別区公共ます設置業務その 1
- タ 厚別区公共ます設置業務その 2
- チ 厚別区公共ます設置業務その 3
- ツ 豊平区公共ます設置業務その 1
- テ 豊平区公共ます設置業務その 2
- ト 豊平区公共ます設置業務その 3
- ナ 豊平区公共ます設置業務その 4
- ニ 清田区公共ます設置業務その 1
- ヌ 清田区公共ます設置業務その 2
- ネ 清田区公共ます設置業務その 3
- ノ 清田区公共ます設置業務その 4
- ハ 南区公共ます設置業務その 1
- ヒ 南区公共ます設置業務その 2
- フ 南区公共ます設置業務その 3
- ヘ 南区公共ます設置業務その 4
- ホ 西区公共ます設置業務その 1
- マ 西区公共ます設置業務その 2

- ミ 西区公共ます設置業務その3
- ム 西区公共ます設置業務その4
- メ 手稲区公共ます設置業務その1
- モ 手稲区公共ます設置業務その2

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 施行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年2月29日まで

(5) 入札方法

入札は、上記2(1)の役務ごとに行うものとし、設計書（見積参考）の設計内訳書に示す単価の合計金額（入札価格）を入札の対象とする。なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札決定後は、落札業者と設計書等にある個別業務の係数に当該落札金額を掛けて個別業務の契約単価を決定し、単価契約を締結する。

### 3 入札参加資格

札幌市公共ます設置業務共同企業体取扱要綱に基づく2社以上で構成する特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、入札に参加しようとする者は、構成員の全てが下記の共通事項を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件及び履行体制を満たしていなければならない。

なお、経常共同企業体を共同企業体の構成員とすること、及び同一の構成員を含む複数の共同企業体が同一入札に参加することは認めない。

(1) 共通事項（構成員共通）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。

ウ 平成29・30年度札幌市入札参加資格者名簿に定める大分類「工事」中分類「下水道」で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき当該業種等の再認定を受けていること。）。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（上記ウに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げるものでないこと。

(ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(イ) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。
  - (ア) 資本関係
    - a 親会社と子会社の関係にある場合。
    - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (イ) 人的関係
    - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - b 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ク 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有するもの）であること。
- ケ 札幌市工事分類コードに示す「73 下水道」の「21 管路（開削）」若しくは「24 管路（修繕一般）」、又は札幌市が発注した公共ます設置業務、緊急補修業務、マンホール保全業務について元請としての実績があること。ただし、当該実績は、平成 15 年 4 月 1 日以降に工事（業務）が完成し、引渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工（履行）した工事等を含む。）であること。

## (2) 共同企業体の結成条件

- ア 平成 29・30 年度札幌市入札参加資格者名簿の工種「下水道」の等級において「B」等級を 1 社以上含む「B」又は「C」等級で登録された者の構成とする。また、代表者は「B」等級から選定するものとし、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者で構成員において決定された者とする。
- イ 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に業種「道路維持除雪業」で登録されており、且つ札幌市が平成 27～29 年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場（雪たい積場）管理業務のいずれかを 3 年間継続して、元請として（共同企業体を含む。）履行した実績を有している者が 1 社以上含まれていること。
- ウ 共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の 10 分の 6 以上であること。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回らないこと。
- エ 共同企業体のすべての構成員は、原則として、本役務に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、代表者以外で出資金額が 3,500 万円に満たない構成員の主任技術者は、他の役務等と兼任で配置することができるものとする。なお、配置する主任技術者は、申請者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

## (3) 履行体制

- ア 1 日に 3 現場以上の施工が可能な体制を確保するため、業務代理人のほか、業務代理人が常駐する以外の現場において、施工管理をつかさどる 2 名以上の業務代理人補を専任で配置できること（この場合の専任とは業務履行現場に常駐できる体制にあることをいう）。  
なお、業務代理人と主任技術者、及び業務代理人補と主任技術者は兼務することができる。
- イ 本役務は、業務代理人の兼任を認めない役務である。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び設計書を交付する場所  
上記 2 の契約担当部局のほか、下記 URL からダウンロードできる。

(2) 入札の日時

平成31年2月28日（木）とし、時間は下記のとおりとする。

ア	中央区公共ます設置業務その1	午前9時30分
イ	中央区公共ます設置業務その2	午前9時35分
ウ	北区公共ます設置業務その1	午前9時40分
エ	北区公共ます設置業務その2	午前9時45分
オ	北区公共ます設置業務その3	午前9時50分
カ	北区公共ます設置業務その4	午前9時55分
キ	東区公共ます設置業務その1	午前10時00分
ク	東区公共ます設置業務その2	午前10時05分
ケ	東区公共ます設置業務その3	午前10時10分
コ	東区公共ます設置業務その4	午前10時15分
サ	白石区公共ます設置業務その1	午前10時20分
シ	白石区公共ます設置業務その2	午前10時25分
ス	白石区公共ます設置業務その3	午前10時30分
セ	白石区公共ます設置業務その4	午前10時35分
ソ	厚別区公共ます設置業務その1	午前10時40分
タ	厚別区公共ます設置業務その2	午前10時45分
チ	厚別区公共ます設置業務その3	午前10時50分
ツ	豊平区公共ます設置業務その1	午後1時30分
テ	豊平区公共ます設置業務その2	午後1時35分
ト	豊平区公共ます設置業務その3	午後1時40分
ナ	豊平区公共ます設置業務その4	午後1時45分
ニ	清田区公共ます設置業務その1	午後1時50分
ヌ	清田区公共ます設置業務その2	午後1時55分
ネ	清田区公共ます設置業務その3	午後2時00分
ノ	清田区公共ます設置業務その4	午後2時05分
ハ	南区公共ます設置業務その1	午後2時10分
ヒ	南区公共ます設置業務その2	午後2時15分
フ	南区公共ます設置業務その3	午後2時20分
ヘ	南区公共ます設置業務その4	午後2時25分
ホ	西区公共ます設置業務その1	午後2時30分
マ	西区公共ます設置業務その2	午後2時35分
ミ	西区公共ます設置業務その3	午後2時40分
ム	西区公共ます設置業務その4	午後2時45分
メ	手稲区公共ます設置業務その1	午後2時50分
モ	手稲区公共ます設置業務その2	午後2時55分

(3) 入札の場所

札幌市下水道河川局庁舎1階入札室（住所は上記2契約担当部局に同じ）

(4) 入札書の提出方法

上記(2)及び(3)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札

(8) 開札

入札終了後直ちに上記(3)の場所において行う。

5 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（以下「休日条例」という。）に定める休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 有

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日条例に定める休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 詳細は入札説明書による。